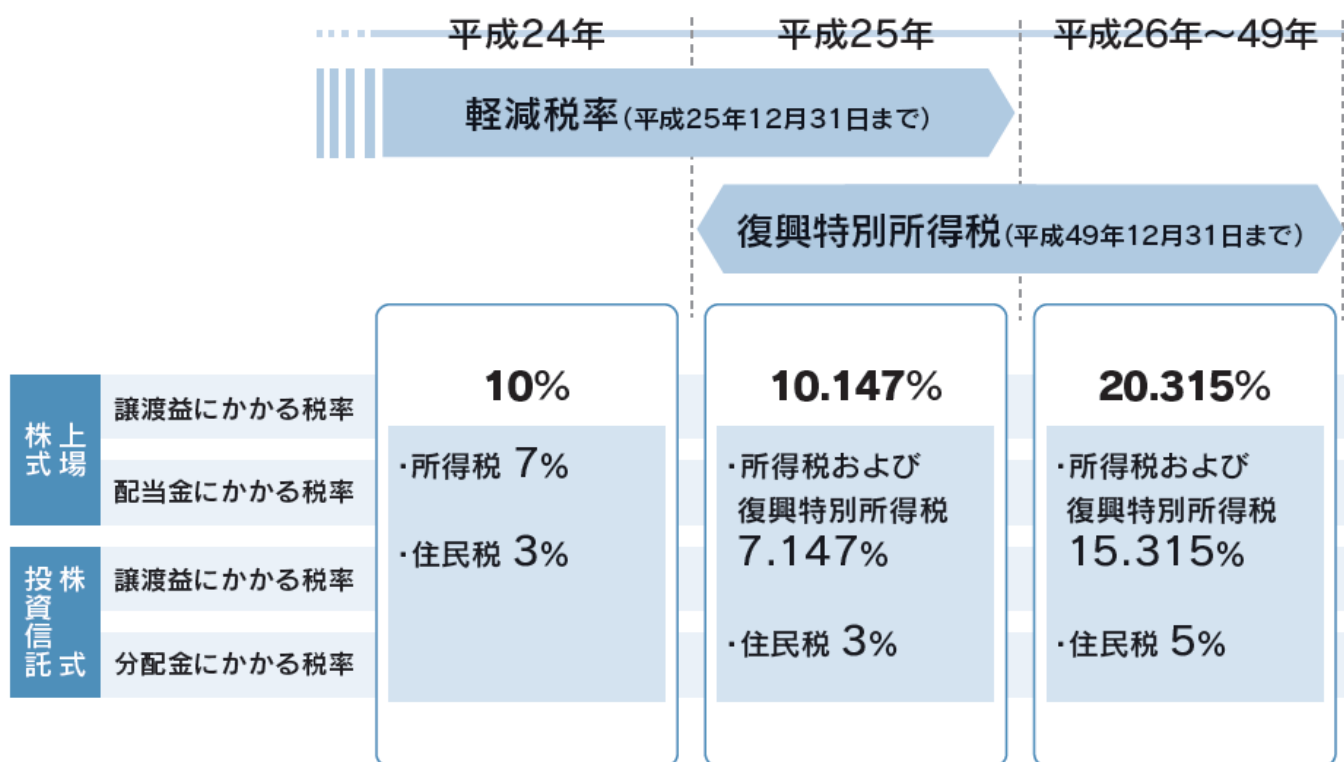


【証券税制】

10%軽減税率の特例措置の廃止に関するお知らせ

上場株式・株式投資信託等の配当・譲渡所得等にかかる税率は、平成25年12月31日まで10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率が適用されていますが、平成26年1月1日以降は、軽減税率の特例措置が廃止され、**20%（所得税15%、住民税5%）の本則税率**が適用されます。



※源泉徴収が行われる場合の税率です（ただし内国法人の場合は住民税が徴収されません）。

※確定申告を行う場合、復興特別所得税は所得税額に2.1%を乗じた額となります。

※くわしくは、最寄りの税務署または税理士等の専門家にお問い合わせください。

※上記は、平成25年9月1日現在の情報に基づいたものです。